

第十三回国会
衆議院

文部委員会議録第二十六号

昭和二十七年五月二十九日(木曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 竹尾 弼君

理事 小田 保君 理事 若林 義孝君

高木 信一君 首藤 新八君

柏原 義則君 圓谷 光樹君

高木 章君 長野 長廣君

東井三代次君 井出一太郎君

水谷 昇君 稲葉 修君

笹森 順造君 浦口 鉄男君

渡部 義通君 小林 進君

出席政府委員

文部事務官(初等)

文部事務官(中等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

文部事務官(初等)

五月二十六日

委員千葉三郎君辭任につき、その補

欠として井出一太郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員鈴木三郎君辭任につき、その

補欠として坂本泰良君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員志賀健次郎君辭任につき、その

補欠として稲葉修君が議長の指名で

委員に選任された。

五月二十三日

新潟大学教育学部新築分校統合移

管反対に関する請願(松本七郎君紹

介)(第三一三六号)

高等学校における家庭科目を女子必

修科目に加入の請願(外六件)(松谷天

光君紹介)(第三一三七号)

同日

高等学校における芸術科目を必修科

目に加入の請願(水谷昇君紹介)(第

三一八四号)

富山大学経済学部独立に関する請願

(銀治良君外五名紹介)(第三一八

五号)

寒冷地帯の学校に屋内運動場建設促

進に関する請願(外十一件)(小林進君

紹介)(第三二三八号)

高等学校における家庭科目を女子必

修科目に加入の請願(小澤佐重君紹

紹介)(第三二五四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

義務教育費国庫負担法案(竹尾弼君

紹介)

第一類第七号

文部委員会議録第二十六号

昭和二十七年五月二十九日

外十四名提出、衆法第四〇号)

〇竹尾委員長 これより会議を開きま

す。

まず義務教育費国庫負担法案を議題

といたし、前会に引続き質疑を続行い

たします。質疑は通告順によつてこれ

をお許しいたします。小林進君。

〇小林(進)委員 私はこの前の連合審

査会の続きで、岡野国務大臣に質問い

たしたいと思つておりますが、大臣

はお見えにならないのですか。

〇竹尾委員長 大臣は今出席を要求し

ておりますが、御都合があるようなの

で、局長がかわつて今参つておりま

す。いずれかとお見えになるかも知

れません。

〇小林(進)委員 それでは大臣にかわ

つて御答弁を願ふことといたしまし

て、局長にお尋ねをいたします。この

義務教育費国庫負担法の問題につい

て、これを文部省の管轄にすることに

は、いたすに中央政府の官僚の権限

を強大ならしめて、官僚による地方行

政に対する統制支配を可能にするとい

うことが、第一の反対の理由にあげら

れているのであります。これが現

在の地財委の手で配分をしておられ

るときには、中央集権ないし官僚統制の

強化にならないで、管轄を委譲するこ

とによつて中央集権あるいは官僚の強

化になるという区別を、いさ少し明確

に承りたいと思つております。

〇森田政府委員 この管轄がどこにな

るかということは、さして問題ではな

いのであります。地方で行います行

政事務について、個別の補助金が出る

条件つき補助金が出る、いわんや中

央で地方の行政費に對して一定のわく

をきめるような補助金が出る、ここに

中央官庁の中央集権的な官僚統制が行

われるものとがある、こういうふうに考

えます。

〇小林(進)委員 そのような御答弁で

ありますと、少し矛盾じやないかと思

ひます。この前の委員会でお

尋ねいたしましたときに、この標準義

務教育費といふものが、各府県別に

つて十分使われていないじやないか、

あるいは東北の方は百パーセントの配

賦に對してそれを十分使っていないと

いうことで、まず〳〵地方別の教育の

不均衡を来すおそれがあるじやないか

という質問に對して、それなら何も

義務教育費国庫負担法などというも

をつくらなくても、それを確実に使

うなら、わくはないは法律の根拠をお

つくりになつてくだされば、従来の組

織で十分ではないかというよう御答

弁があつたようであります。そうす

ると、今お話になつたことと前の答弁と

では非常に矛盾をしていてはならない

と思ひます。今はあなたの方の手で、

つと言いかえますならば、地財委でお

扱ひになつておる。けれども、あなた

の方の要求の通りにちやんとわくをつ

つて、あなたの方にわくをおまかせす

れば、それでいいじやないかという今

までの御答弁、それが今おつしやる官

統制、中央集権と同じ形ができて上つて

来るのじやないか。わくをつくれれば、

だれがやつても中央集権になるのであ

りますから、この点非常に私は矛盾す

る答弁ではないかと思ひますが、お答え願

ひたいと思ひます。

〇森田政府委員 先般お答えしました

のは、私ではないのであります。地方に

示されなければならぬのは、教育内

容の基準であります。どれだけの校舎

をつくらなければいけない、あるいは

どれだけの先生を置かなければなら

ない、その先生の資格はどれだけであ

ればならない、あるいは教材というも

のはどれだけのものをそろえていな

ければならない、こういうものにつ

ての根本を示さずにおいて、さうして

費のことだけを議論するのは本末転

倒ではないか。一定の国の要望するだ

けの基準ができておるならば、むしろ

それを安上りに、金を使わずにやつた

らば、ほめられることであつて、国

地方を通じて国民負担を軽減するとい

う方向に向ふことがよい政治ではない

か。しかるにもかかわらず、一体ど

だけの基準がなければならぬかとい

うことは、あるいは文部省あたりから

本の行政通則あるかもしれせんが、

少くとも今後におきまして、国会の

意思、つまり法律によつて、一体義務

教育といふのはどれだけの基準があ

ればならぬかということは、ちつとも

明確になつていない。それを明確にし

ないで、ただ経費についてだけ

とやかく議論するのは本末転倒じや

ないか、こういうことを申し上げたので

あります。

第一類第七号

文部委員会議録第二十六号

昭和二十七年五月二十九日

第一類第七号

文部委員会議録第二十六号

昭和二十七年五月二十九日

第一類第七号

文部委員会議録第二十六号

昭和二十七年五月二十九日

第一類第七号

文部委員会議録第二十六号

昭和二十七年五月二十九日

○小林(進)委員 私は中央集権、官僚制の問題でお伺いしておるのであります。今おつしやるように、一定のわくをきめて示されて、それが彼我流通できないようにすればよろしいじやないかというこの前の御答弁の中で、わくをつけてそれをやるというこにになれば、あなたの方でやりになるのも、あるいは管轄を違えてほかの官庁でやりになるのも、同じではないか。それをあなたたちが、もし今まで通りのやり方を悪いならば、わくをつけてということを言つておられて、そしてあなたの方の手からとられてほかの方へわくをつけてやると、それがどうして官僚制、中央集権になるというふうにお持ちになつて来るのか、私にはわからない。あなたの方の手でやられる限りは官僚制じやない、ほかの方に持つて行けば官僚制、中央集権になるという、その点の理由を、私はいまいし明確にしたい。どういふのであります。

○秋田政府委員 だれの手でやれということではなくて、先ほど申し上げますように、地方財政平衡交付金によりますれば、今申しましたような義務教育について一定の基準というものができれば、それに必要な経費は、普通やればどれだけの経費があるということになり、そしてその金額は個々の団体ごと計算される。そしてそれを行政基準財政需要の一つと見て、そして基準財政収入と計算して平衡交付金が交付される、あるいは交付されない場合もある。従つて、個々の経費の支出について、平衡交付金の交付というものは、何ら義務づけにはならない、計算の根拠にしかない。従つて、地方

財政、ひいては行政についての中央統制というやうなことがない。しかるにもかかわらず、このような個別補助金で行きますれば、必ずやその用途について、個々のどういふ道に使われたか、交付したあとでどう使つたかというこの種々の検査なり調査なり報告なりが行われる、これが中央統制になるというこを申しておるのであります。

○小林(進)委員 それでは、一定の基準をえ示せば、中央集権、官僚の権限にならないとおつしやいますならば、一応反対理由としてお示しになつたこの理由書と、御説明が若干違つて来るのじやないかと思つておられますが、この点はまず一応別な問題として、次に私が伺ひたいのは、大臣がお見えになりませんので、あなたにお伺ひするのではありませんが、官庁の予算をもつて中央官庁が配分その他をすれば、これは中央集権になるけれども、地財委という委員会制度のところであることは中央集権にはならない、こういうことを言われたのであります。が、事実その通りでございましょうか。

○秋田政府委員 先ほど申しましたように、中央集権かどうかという問題は、個別の補助金か、あるいは総括した一般財源として交付する平衡交付金かというところに、大きな問題があるものであります。さらにお尋ねでございしますから、それを扱う役所が各省であるか、あるいは地方財政委員会であるかというところが、中央統制になるか、あるいは一つの根拠になるかどうか、こういう点についても、それともそのように言えると思つております。

す。と申しますことは、各省では、個々の仕事を持つております。ばらばらの仕事を持つて、地方自治ということよりも、各省それぞれの仕事のこのを主体的に考える。しかもその補助金の交付について、種々事務的の一定の制約を加える、こういうことから、各省で持ちますれば、やはり中央の統制力が強くなる。ところが、地方財政委員会におきましては、これは單なる政府の役所ではなくて、委員五人のうち三人は、地方団体の意思によつて、むしろ地方団体の代表者として来ておして中央の意思そのものじやない、ここに一つの違いがあります。

第二に、地方財政委員会におきましては、個別の事務を持つておられます。教育、土木、警察その他一切の事務を総合して判断して、個々の事務についてとやかく言う役所ではないのであります。そういう意味におきまして、やはり各省でこのやうな交付金を持つておられる、地方財政委員会を持ておられます方が中央統制にならないう、さういふ考へております。

○小林(進)委員 私は先にも申し上げた御意見を聞くものと思つております。第一の点で、もちろん、各省固有の事業を持つておられる。地財委は固有の事業をお持ちにならないで、地方自治を本體にして事業を運営しているところである。確かにその点は相違がございします。だからといつて、それが中央集権の団体でないというくらいにはならないと思つて、例は違つてもいいやうなものがあつて、君主には固有の仕事がない。余は公僕であるというこ

で、下人民のために一生懸命に仕事をやりになりますしても、それが民主的に推薦されない以上、やはり独裁政治であり専制政治であることは間違いないのであります。地財委が民間に地方自治体のためにのみ存在するシステムであるとおつしやつたところで、これは中央にたつた一つしかない官庁であり、官庁といつては諸弊があるかもしません。委員会であり、これが地方に財政委員会なり、いろいろ輿論を盛り上げて来る機関があるなら別であります。中央でたつた一つ、こので一切のこをおやりになつて、中央集権の組織ではないか、こう私は思ふのであります。いかがなものでありますでしょうか。

○秋田政府委員 平衡交付金につきましては、總額を決定すること、これは中央、地方を通じて、国会なり中央政府なりにおいて強く関心を持つところであり、ところが、これをきめました以上、この金はすでに地方団体の金なのであります。それをどうわけるか、一万余の団体が集まつてがや／＼騒いでも、どうにもなりません。従ひまして、そこにむしる總合体としての地方財政委員会をつくつて、そこでお互いに公平にわけ合ひをして、こういう趣旨なのであります。いわゆる中央集権をきらう地方団体そのものが構成の要素になつております。そこに、單なる中央官庁と地方財政委員会との違いがあるわけでありま

す。

○小林(進)委員 それは今おつしやるように、理論的に地方団体がそれ／＼の費用を分配する、その代表者として

おわけになるのだというくらいはわかるのであります。が、一体実際の面において、そのやうな形で進んでおりましたか。もしそれが事実合議的に行われていたとするならば、なぜ一体あなたのところや課長のところへ、地方の自治体があつてお百度踏んで政治折衝、政治交渉といつて、あらゆる陳情、請願を繰返す理由があるのでございしますか。むしろ地方団体に対して、圧力という言葉は悪いかもしれませんが、一々強力な権限と支配力をお持ちになつて官庁、官庁といふ言葉が悪いならば、あなたのとこが一番強いじやないか、この点はいかがでございしますか。私は事実の面においてお答えを願ひたい。

○秋田政府委員 われ／＼事務局は、地方の代表者で組織せられます地方財政委員会の事務を扱つておられるわけであり、まず、おつしやいますように中央に一つしかないものであります。これ地方全体のことを見るのであります。こちら調査しますし、あるいはそれで足りないとこにおいて、地方からいろいろその実情を述べに來られるところもあると思ひます。おつしやいました言葉の中に、政治的活動という言葉がありましたが、地方財政委員会に關する限り、いわゆるノン・ポリテイカルの官庁でありまして、そういう政治的な考えは全然ないわけであり、これは政党内閣に属する各省の大臣や政治的な官庁と違つてあります。その意味におきまして、政治的にどうのこうのといふことは、全然ないわけであり、しかし、その受ける団体といはしましては、いすれに

しろ自分のところの交付金の多いことを望むのは当然のことでありまして、それを、それについて種々意見を述べて来ることは、むしろ当然のことです、その意味におきましては、むしろわれ／＼は地方団体の代表者、仲間であるというより、な意味におきまして、よく事情を聞くつもりでおるわけでありまして、また地方団体側も自分の代表者に対してものを言う。中央官庁に対して陳情するとか、抗議するとかいうことじやなくて、内輪間としてのものを言いに来る、こういうやり方をしておるわけでありまして。

○小林(進)委員 内輪同士でお話をおきめになるという御説明は、まことにりつぱであります、事実の面において、あなたが良心的にそう確信しておいでになるとするならば、私はあまりに事実と離れ過ぎてゐるのじやないかと思ふのであります。とにかく地財委が今日お持ちになつてゐる財産が、平衡交付金で一千二百五十億でありまして、それから起債のわくが八百億弱でございまして、ちよつと数字を忘れましたが、二千億に近い財産をお持ちになつてゐるわけでありまして、これは、大蔵省は別であります、各官庁を通じて、これほど大きな国家財政を自由にされる官庁は、あなたのごところだけしかないわけですから、それをあなただけでは自分の金じやない、地方の財産である、われ／＼は内輪の中でそれを配分してゐるのだとおしやいます、もしもそういうことでありますならば、私が一度お伺ひしたいのは、その配分を地財委の委員諸君がおやりになるとして、その最後の決定案に至る資料その他を含めた草案といひます

か原案といひますか、決定に至る経過は局長とか課長、あなたのごところでおやりになるのでありまして、これをひとつ伺ひたい。

○秋田政府委員 おつしやいますように、地方の財政の非常に大きな金を扱うことになりまして、これは、まことに普通の官庁ではない、そこに地方財政委員会が存在する理由がある。大きければ大きいほど、それが中央官庁で処理されず、地方団体の意思が加わつた財政委員会において処理されること、が適当だと思ひます。もちろん、財政委員会の事務としては、すべて財政委員の任命にかかるといふ、他の意思じやなくて、委員会自体で選ばれたものであります。それが財政委員会の決定について事務的に補助するのは当然のことと考へております。

○小林(進)委員 現在あなたたちが補助されて原案をおつくりになるのであります。内部の関係をお尋ねして、はなはだ感謝であります、その原案をおつくりになるときは、いろいろ地方の状況や配分の規則、今度は法律になりまして、そういう基準に基いて計画をおつくりになるのだと思ひますけれども、その間にやはり地方の陳情や請願、あなたがいろいろ地方の事情を陳情に来るのがあつたまま、だし、われ／＼は聞くのがあたりまえだとおつしやつたように、聞いたり、聞かせてもらつたりして、その実情によつていろいろ配分の計画を変更されたり修正されたり、増減加減せられることが当然あるわけでありまして、この点はいかがでしようか。

○秋田政府委員 御承知のように、この配分の根本は、法律できまつております。細目につきましては、規則できまつております。これは地方財政委員会そのものがきめるわけでありまして、その草案等につきましては、もちろん事務局でいろいろ意見を聞きます。それと同時に、地方の意見というものは、全部事務局だけに来るのではなくて、委員各位に対してもある。ことに、委員各位に推薦された団体からあるわけでありまして、そういう方と密接な連絡をとつて、地方の意見を、もちろんこれは地方と申しまして、一万有余ありますので、この意見を全部聞くわけには行かないものでありますから、総合して妥協なところを判断してきめる、これが委員会の任務であり、われ／＼事務局の任務であると考へます。

○小林(進)委員 結局いたしますと、それじや地方の意向、陳情に従つて、あなたの方の手段で、それを非常に修正加減あるいは増減加減せられることがあるということと考へますね。大いにあるということの証拠でございまして、ね。

○秋田政府委員 配分方法は、今申しましたように、規則をつくる前に、地方の意向を十分取入れてつくつております。

○小林(進)委員 現在地財委にたくさんの人たちが陳情、請願に行かれますし、中には、もはやいすわり戦術のように、長期滞在で苦勞していられた方が多いのであります、そういう陳情請願の方が、一体財政委員会の委員のところに行かれるのか、むしろ局長のところへ目的を指向して陳情請願に行かれるのか、一体どつちに重点が行つてゐるのであるまいか、この

点ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○秋田政府委員 それは、人により、事柄によつていろいろございまして、委員のところに行く方もありますし、事務局に來られる方もあります。委員のところだけに來る方もあります。それはいろいろございまして。

○小林(進)委員 それはもちろん両方においてございまして、さういふが、ほんとうに地方から陳情に行かれる人たちの腹の中では、どこが一番実力をお持ちになつておると考へておるか。この点あなたの御意見を承つておきたいと思ひます。

○秋田政府委員 どうもそれは、來られる方に聞いていただかないと、私ではわかりかねます。いづれにいたしましても、出ました意見は一応整理いたしまして、決定の前には、大体こうこうこれだけの意見が出てゐる、これをとりとらないといふことは、最後は委員会の議にかけてやつております。

○小林(進)委員 私が地方から陳情請願に來られる方の意見を聞いたところでは、もつぱら地財委の配分の決定は、もちろん法律規則にありまして、法律規則通りに世の中が行くなら、だれでもやれるので、あなたの方のような優秀な局長や課長はいらぬのであります。従つてやはり法律規則に基いて、地方の実情その他を勘案するところに、官吏としての優秀な技術を要するのであります、あなたの方のような優秀な方を局長にお願いして、私がさういふわけでありまして、私が地方から陳情される方々の多くの話を聞いたところでは、何といつても、あの局長課長の牙城を落して、その御承認を得なければ、平衡交付金はちやう

だいできないだらう、こういうことです。委員のところは、あいさつ程度です儀礼程度にお話になつて、もつぱらあなたの方に懇願あるいは哀願あるいは泣訴陳情をしていただけるというのが、実情でございまして。この点御承認くださいますでしようか。

○秋田政府委員 そういう趣旨におきまして、なるべく行政的裁量を少くするたために、先般も改正法案を出しましたように、配分の方は法律できめる、さうして足らざるところは規則できめることにいたしております。もちろんその規則通りにやつておるのでございまして、これにつきましては、全部会計検査院の検査がございまして、もし規則通りやつておりませんと、全部向うから通知があるものであります。ただその規則をきめるために、あるいは法律をきめる原案をつくるために、各地方の方は來られると思ひますが、それにつきましては、もはや交付金につきましては、おれのところは少いから、もつとふやしてくれといふような政治的なことを言われる人は、よくわかつた方にはもうないのであります、すべて交付金法の内容をよく理解してくださいますして、ここが悪いのは、どこそこが悪いのだといふことで、はつきり事務的に、どここの補正係数が悪い、どここの算定方法が悪いのだと、非常に事務的に、自分で御意見を持つて來られる方が非常に多いのであります。またさうなれば、さういふところを、さういふ意味におきまして、詳しくところをよく事務当局にお話になるかと思ひます。ただ漠然と、少いからふやしてくれ、さういふようなことは全然考へない、さういふいいかげんなことは考

えない。事務的に、どこがどうかからどうしてもいい、そういう意味におきまして、事務的なお話は相当詳しくお話しさせていただきます。

○小林(通)委員 そうすると、あなたは今の地方財政委員会、委員のところが、やはりあなたの方局長、課長のところに一生懸命に実情を具申し、お願いに行き、陣情に行き、嘆願に行き、これが一番正しいあり方であるというのを確信しておいでになるわけですか、この点ひとつ承つておきたいと思つておられます。

○秋田政府委員 いずれにいたしましても、正確にどこがどう悪いからどうして悪い、これがはつきりするのをわれわれは期待しておるのであります。その意味におきまして、よく事務的のお話をわれわれ伺うとともに、そのお話をもちろん聞きまして、決定する場合には、委員会の議決を全部経ておきます。もし足りないところは、その方々の御意見で、委員のところに陳情に行かれるのは当然のことだと考えます。

○小林(通)委員 あなたのお話を承つておきますと、私の質問にはいつでもポイントをはずしていらつしやいます。この点御承認を得たようでもあり、御承認を得ないようでもあります。今までの応答を承つて行きますと、地財委というところは、やはり法律規則によつておりますけれども、その地財委という、いわば各省を離れた一つの独立の官庁——官庁という言葉を非常に語弊があります、委員会であり、その中央に一つしかない委員会が、いわゆる普通の政府の手からやや離れて、独立して、そうして

それは委員によつて運営されておるが、実際はその委員の下で補助をしておられます、いわば役人さん、その役人に真の配分の実権が移つていて、あなたの方の手で大半の配分計画が行われ、しかも、その行つたことは、ちつとも間違いやありませんし、これがまた一番正しいことである、こう確信しておいでになる、こういう御答弁であつたというふうには私は解釈したいのでありますが、それでよろしゅうございませうか。

○秋田政府委員 どういうふうにおつしやるのかわかりませんが、実権が事務局にあるというふうなことは、私は全然申し上げません。実権はまつたく地方財政委員会委員のものにございませう。これは各省でも、官僚に実権がなく、大臣に実権があるのと同じでございます。

○小林(通)委員 私は形式上の実権論、権限論を言つておるのじやない。形式はもちろんそうでありませう。私は実際の問題を質問しているのです。実際の点において、あなた方が一切をおきめになつて、こう判断いたしてよろしいかどうかということをお伺いしておるのであります。

○秋田政府委員 地方財政委員会の運営の実際も、法律通り、形式通り行われておりますから、実権はまつたく委員会にございませう。

○小林(通)委員 もしあなたがそのことを腹の底から確信していらつしやるとすれば、非常に私はおそれるべきことであると思つておられます。けれども、この問題はまたあとでひとつ結論的に申し上げることにはいたしまして、次にお伺いいたしておきたいのであり

ますが、それは五月十六日の文部委員会におきまして、私の質問に對しまして若林提案者が、このような答弁をされておられる。ここにこの証拠物件とまでお話しされなくても、こういう書類が、まだ法案もできていない先から、配付されている、ここに国務大臣も御見になっているが、おそらく国務大臣も御存じないだらうと思ふ。全国知事会議という名前が出てくるが、一度も知事会議にかけたことはない。ただ知事会議の全体の意思として、その事務的の面についている者がその名を使つておられる。直接知事に会つて、こういふことを知っているかといふと、一つも知らぬといふ。これは地財委の關係の役所の一部でやつたことであつて、ういふような御答弁があるものであります。これに對しまして局長の御回答をお願ひいたしたいと思つておられます。

○奥野説明員 その論議の終りごろに、私たまた／＼その席に出ておりましたので、事情を知つておりますから、お答えをいたしたいと思ひます。私は当時若林さんから、知事会議でべんの論議もなしにかような陳情書が出ておられるといふお話を聞いたとき、たまた／＼来たのであります。それで、そのときにも若林さんに横の方からささやいたのです。それはひど過ぎるじやないかと、いふことを申し上げたわけでありませう。知事会議では、何度この問題について議論しておりますし、また文部省の内藤課長が知事会議に行かれまして、多数の知事さんたちの前で、當時文部省が考えておりました法律案に賛成してもらいたいといふふうな意味合いで、るる説明されておりましたこととを、私もたまた／＼同席しておりました。従ひまして、知事会議が何ら相談しない、そのような陳情書を出して、どうか公式に知事会議にお尋ね願ひたいと思ひますが、私はよく事情を承知いたしておりますが、そういうふうなことは絶対にない、と承知しております。

○小林(通)委員 提案者に、この問題をひとつお伺ひしておきたいと思つておられます。

○若林委員 法案が正式に出されます前に、すでにいろいろ問題が起つておつたことだけは事実なのであります。一つ一つの例をとつてみますと、大蔵省の案をいたしましては、この總額の二分の一を平衡交付金の制度によつて配分するといふ含みを持つておりまして、この法案に對して、二分の一の補助制度をとるべきであるといふことが言われたのであります。東京都知事が、やはり反対陳情に見えましたので、どういふわけで反対されるのであります。また尋ねてみたのであります。そのとき反対の根拠になつておりましたのは、大蔵省の案に對する全国平均二分の一の案をもつて、大蔵省の言うところの二十億と三十三億とをどうする案である、それには自分たちは反對である。しかし、これは別に法律をもつて定めると書いてあるものであつて、地方税制などを根本的に改革するその案に基いてこの法律で定めるといふことが言われておるのであるから、われわれ／＼としては平衡交付金の制度を今動かそうといふ意図をもつてこの法律をやつておるのじやない、この説明したのであります。それならば別に

反對はない、こういうことをはつきり、私は知事から聞いておるのであります。ところが、これが問題になりかけた時分から、一体どんな案が出るのか、地財委の方たちと懇談を重ねておつたのであります。すでに東京の全国府県會議議長ですかの名をもつて反對の陳情書が出て来た。そういふして、岡山県の議長からぜひこれを通してもらいたいといふ陳情書が出て来ておる。こういうふうなことは、一部の連絡をとつて地財委からの働きかけがあつて、こちらの全国府県の中央の事務局がおひざ元にあるのであります。それから、そういうこととの連絡で、ういふのが出て来る。そして反對の意思表示は、すでに岡山県の議長の名をもつてわれ／＼受取つておるのであります。だから、そういうことを意味して私は申し上げておるわけでありませう。

○小林(通)委員 地財委員の奥野氏の意見を聞きたいのであります。ただ知事會議の名前で書類を御配付になつたといふその知事會議に、正式にその名前を使用することを、いわば承認を得られたあとにその書類を御配付になつたのであります。どうなつておられますか、お伺ひしたいのであります。

○奥野説明員 知事會議の名前の書類を、地方財政委員会が配付したことは、一度もございませぬ。知事會議から、この問題につきましての意見を、やはり私たち個別にいろいろ受取つておられます。もとより、それらの知事會議の意見は、知事會議の議を経て、知事會議の事務當局から各方面に

反對はない、こういうことをはつきり、私は知事から聞いておるのであります。ところが、これが問題になりかけた時分から、一体どんな案が出るのか、地財委の方たちと懇談を重ねておつたのであります。すでに東京の全国府県會議議長ですかの名をもつて反對の陳情書が出て来た。そういふして、岡山県の議長からぜひこれを通してもらいたいといふ陳情書が出て来ておる。こういうふうなことは、一部の連絡をとつて地財委からの働きかけがあつて、こちらの全国府県の中央の事務局がおひざ元にあるのであります。それから、そういうこととの連絡で、ういふのが出て来る。そして反對の意思表示は、すでに岡山県の議長の名をもつてわれ／＼受取つておるのであります。だから、そういうことを意味して私は申し上げておるわけでありませう。

付配されているのだというふうに承知いたしております。

○小林(進)委員 この点、今のお話によりますと、地財委の役所の中で、そういう書類を知事会議の名前で配付したことはないという御答弁のようであります。私も承つておるところでは、どうも地財委の中の一部で、知事会議の名をもつてこれを配付したというふうに関係しておりますが、この点いかげなものでありましようか。もう一度明確な御答弁をお願いしたいと思います。

○奥野説明員 知事会議の書類あるいは市長会議の書類あるいはまた文部省の意見というものは、絶えず集めながらわれ／＼内部で検討はいたしております。しかしながら、自分で知事会議の書類あるいは文部省の意見というものを、かつて捏造いたしましたとして、それを配付したようなことは絶対にございません。また知事会議からの意見なり、あるいは文部省からの意見なりが公に出されます以前に、地方財政委員会、あるいは、そういう復写をつくつたということもまた絶対ございません。○小林(進)委員 この問題は一応課長のお話を承認することにいたしました。私どもの方でもう一度調査をする間だけ、留保させていただきます。その間あなたのお言葉を信頼いたしますことにいたします。

次に、私は一言伺いしておきたいのであります。同じく五月十六日のこれはわれ／＼の平島委員の国務大臣に対する質問でございますが、国務相に一言御追究くださるよう願ひをしておきたいと思ふ。前に義務教育

有標準費の法律が出るというときに、すでに閣議で決定したにもかかわらず、これを憲法違反なりとして怪文書を書いた地財委の役人があつたのであります。これは名前をあげていいものであります。私はまことに不届きな者である、かような者は懲戒免職にまで付すべきものであるとまで、そのとき言つたのであります。地財委には往々そういう行き過ぎた行為をする者があつたといふことを、お忘れなく今後十分にやつていただきたい。こういう質問をいたしたのに対して、大臣は、公開の席上で個人の名前をおあげになつたりすることは、お互いに迷惑いたしますから、いづれゆつくり御懇談申し上げて、地財委当局的役人がどういふことを言つたかというふうなことは、やはり速記に残らないで、あとの政治をうまくするといふ方向に向つて御懇談申し上げ、そして事実を知り、同時にまた、妨害行為といふものがほんとうにはつきりいたしましたならば、断固たる処分をいたすつもりであります。御了承願ひたい。こういうふうなことを言われておるのであります。大臣がお見えになつたところ、ここで公約せられた通り御懇談をなさつたのか、事実を調べられたのかどうか、私はお尋ねするつもりでおりますのであります。さういふいわゆる閣議で決定したことまでも、憲法違反なりとして怪文書を書かれたといふような事実が、実際にあるのかどうか。これは今度は局長に一度この点をお伺ひしておきたいのであります。

○秋田政府委員 大分古い話であります。当時、最後に閣議で定まるまでには相当各種の議論が出た。われ／＼も、そのときに相当意見を申し述べました。公表もしました。しかし閣議できまつてからは、意見は出してないものであります。それから、お断りしておきますが、先ほどあなたがおつしやりましたように、地方財政委員会というものは、地方団体の代表といふことが使命なのであります。従ひまして、われ／＼の意見は、常に地方団体の意見を反映しておるものであります。従ひまして、意見をきめるまでは、地方団体の意見を相当聞く。それには、いろいろの方向との話し合いの機会をつくる、資料を交換し合う、これは当然の職責なのであります。従ひまして、この問題につきましても、單にわれ／＼の意見だけではなく、地方団体の意見、ことにあるいは自治庁、財政委員会だけの意見ではなく、岡野国務大臣の所管しておられます地方自治庁におきましても、常に地方自治委員会というものが地方団体の代表者の公的な機関として附屬されておりました。地方自治団体の意思といふものは、常に反映しておるのであります。その点は誤解のないようにお願いいたします。

○小林(進)委員 この怪文書のことについては、的確なお話でございます。では、事実あつたかどうか。話が古からうと新しかろうと、私はさうやつて局長にお目にかかる機会はありませんのであります。そこではつきりしておいていただきたい。同時に、あとでおつしやりました、私たちは地方自治団体の代表であるから、さういふ人たちの意見を聞いて、そのように私たちは行政を運営しておるといふお言葉は、あたりまえでございますしやう。

それは地方財政委員会の機構は、ほかの官庁や、ほかの役所と若干違つていふところから、あなた方は強くそのことをおつしやるのであります。あなたが、あなたのおつしやるお言葉は、これは何も地財委だけに極限されたわけじやないものであります。あらゆる官庁、あらゆる役所、われ／＼の国会ももちろんあります。みんな地方自治体、あるいは地方の興論に従つて政治を行つてゐる。さういふことは、あなただけに言える言葉ではない、みんなに言い得る言葉であります。若干の機構が違つてゐるという点だけの相違でございます。輿論によつてお互いの官庁が、お互いの役所が、それ／＼の行政事務を分担してゐるということ、あたりまえのことです。たださういふ言葉に籍口してあまりに自己の権限を擴大に振るまわされていかうかという点が、問題なのであります。さういふ局長あるいは課長のお話を承つてゐると、あなた方は、これが地方自治体のためになる、あるいは地方住民のためになるといふことを確信せられて、少し自己過信に陥つてゐられるのではないか。かつて、はなやかな軍部も、役人も、少壮官僚も、少壮軍閥も、みんなこれが国家国民のためになると、だれも自分のためにならず、自分のために一生懸命やつていた者、一人もなかつた、さういふことを確信して日本を敗戦に導いた。今あなたのお話を聞いてゐると、どうもさういふにおいがしてしかたがないのであります。この点私は一度よくお尋ねしておきたいと思ふのであります。

○秋田政府委員 においがすると言われのでございますが、あなたの鼻の感覚を私は存じませんので、どういふにおいか存じません。いづれにいたしましても、われ／＼は地方団体の意思を相当考えまして、御承知のように市長会なり、知事会なりの正式の意見として出ておるのであります。従つて、われ／＼だけが確信して、この問題を地方自治委員会会議の正しい意見として反映しておるといふことは、間違ひではないか。必ずしもわれ／＼だけではなく、地方団体がさういふ決議をしてゐる、意見書を出しておるのであります。必ずしもわれ／＼だけが確信して、ひとりでもよいと考えておるわけではないのであります。

○小林(進)委員 今の、私の鼻においか、鼻のかつこうとかいふお話に對しまして、私は一度一度お聞きしておきたいと思ふのであります。

○秋田政府委員 あなたのお話、鼻というきわめてユーモアに富んだお話でございます。私どもそれにつれて、あなたの御感覚が私にはわからないといふことを、鼻でもつて形容して申し上げたのであります。

○小林(進)委員 私はこの前から、地財委の方々に質問をいたしておるのであります。われ／＼は、国民の代表として、国家全般のことを憂うがゆゑに、私は質問したものであります。何れも個人局長、個人課長に対して、何れも感情を抱いておるものではない。私は切々として国民を思ふ心情、国民代表であるという気持をもつて言つておるのであります。しごくまじめなのであります。

私は一つもユーモアなんか言わな。それをユーモアと解したり、いや

しくも私を難断するようなお話になることは、言詰道断だと思ひます。いま一度私は局長の御返事をお伺いしたいと思ひます。

○秋田政府委員 私も地方団体、地方自治を所管しておる立場におきまして、一番正しいと思ふことを申し上げて、御参考にしておるのであります。先ほどの言葉が悪ければ取消したいします。

○小林(進)委員 私は今お取消しになりましたから、こういう問題を追究するのは、これでやめなければならぬ。しかしあなた方も国家の役人であり、私どもはあなた方から見れば、個人的に見れば、私は率直にいつて、あなた方より偉くない、あなた方よりも技術的にいつて劣つてゐるかも知れません。これはしかし個人の人物、あるいは手腕の問題でありません。徹々と選民の代表として選民に選ばれて、選挙民の代表として国政の最高を論ずる一つの責任を負わされて来ておるのであります。個人的にいかに醜かろうとも、私の鼻が三角であらうとも、口が四角であらうとも、国民の代表としての立場に立つておる、その立場というものは私は十分御承認願ひなうてはいいません。私は国民の気持ちに合つてお尋ねしておるのであります。ユーモアであらうとも、あるいは失言であらうとも、まじめに答弁していただかなくちやならぬ、答弁する責任があなたにあるのであります。しかも真剣に質問しておるのであります。第一あなた長い顔をなでたり、つついたりしておることがいかにぬ。帰るなり帰つていただきましよう。何もあなたが口をなでたり、あごをつつた

り、歯を縛つたりする必要はない。私は立つて質問しておる、あなたはすわつておる。せめて質問してゐる間だけでも、まじめな態度で答弁してもらいたい。一体あなた方は少し失礼だ。私は率直に申し上げなければならぬ、地方財政委員会というものは、今おつしやるように地方自治体の代表から成り立つておる機関だと言われなければならぬ。現在の行われておる形は、かつての軍部の統帥権に立てこもつたあの形と同じだと思つておる。岡野国務大臣はお見えになりませんか。岡野国務大臣がこゝで「言明せられたい」とおるに、岡野国務大臣は、事実地財委に対して実質上の検権がない。かつて予算委員会が私に質問したときも、私はメッセンジャー・ボーイであるといふようなことを言われて、これが予算委員会の問題になつて、あとで取消されたけれども、おそろしくこれがほんとうの心情だらうと思ふ。国務大臣を單なるメッセンジャー・ボーイといふような形にして、あなた方はまったく独立の王国を建設されておる。しかもその独立の地財委という形の中で、事実の面はどうか。あなたはさつきから逃げておられますけれども、五人の委員の合議制において行われておるというものの、実際はあなた方があれを動かしておる。私は国民の名においてこゝで言う。動かすような強力な権限を持つていられたら、これを世評であります。こういう形をとつていられたら、まじめにやつた方は一生懸命にやつておられて、それは私心がないだらう、まじめにやつていられたら、今こゝではつきり浮彫り

にして見れば、かつてのちやうど日本の国を亡ぼした軍部が、軍政と軍令にわかれてあの軍令、統帥といふものが軍部大臣の手から離れて、統帥権干犯等の問題で独立の王国をつくり上げた。しかも軍令部の中には、あるいは参謀総長もいたろう、参謀次長もいたろうけれども、実際はその下にゐる軍閥の少壯軍人、中佐、大佐といふものが、いわばその中であらゆる権限を握つて、あらゆる横暴をきわめ、そしてそれが遂には国の政治まで動かし、左右して、そしてこの戦争にぶち込んで、われ／＼日本国民を敗戦のうき目にあわせた。私は今あなた方の答弁やら、あなた方のやり方を見てみると、非常にそつちうの感じを抱くのであります。これは、あなたにしてみればさういふふうにお気づきにならないかもしれせんけれども、私どもの目から見れば、まったくそれと同じだ。これはしかし、かつての少壯軍人や少壯軍閥が、あれほどの横暴をきわめ、国会において然れ／＼、然れ大佐まで上つた。あなたは、今私に然れとは言わなかつた。然れとは言わなかつたけれども、私の鼻のかつちうまで批評してくださつて、私はその気持ちには相通するものがあるのではないかと思ふ。こういうやうなことで、私は政治にあなた方が干渉ならざる干渉、干犯ならざる干犯を繰りていられたら、非常に私は国家のために危険だと思ふ。この点を私はおそれるがゆゑに、こゝして質問をいたしておるのであります。さういふやうな懸念は断じてない、行政本来の固有法則性をとつて、あくまでも中立、公正、妥当にやつてゐるという確信があなたにあるならば、いま一度私

はあなたの言葉を聞いておきたいと思ひるのであります。

○秋田政府委員 われ／＼としましては、地方財政委員会設置法によりましてやつておられた権限を、まじめに公正にやつておるつもりでございます。ことに、こゝういふ問題につきましては、そこにもありますように、意見を申し上げるだけであつて、こゝういふ制度がとられるかどうか、法律ができるかどうかといふことは、まったく国会の権限なのであります。これを御決議になる前に、われ／＼の意見を申し上げるにすぎないのであります。

○小林(進)委員 まだ私は、この問題は氷解いたしません。大臣がおいでになりましたら、私はいま一度この問題を御質問申し上げて、大臣から明確なる御返答を得なければ、われ／＼は国会議員として、また別個の処置を講じなければならぬといふことを、私は申し上げておきます。この点もあわせて申し上げておきますが、大臣がお見えになりませんので、あなたに對するこの問題はやめまして、次に、私は、あなた方の反対意見の問題をお聞きしておきたいと思ひるのであります。

この反対意見の第三の項目の中に「この法案は、国民の租税負担を増加せしめるか、しからずんば、他の地方行政費に不当な圧迫を加ふるものである。」こゝういふことが言われてゐるのであります。これは今でも確信しておいでになりますか、どうか、お伺いしたいのであります。

○秋田政府委員 こゝに理由も書いてありますように、今でもこの考えを持つてゐることに、かわりはございませ

○小林(進)委員 私はこれなんかも、考えてみれば、事の真相を伝えなにか、あるいはあなた方だけの小さい一つのグループの中にとらわれた、非常に危険なる考え方だと思ふ。どうして一体義務教育費をこゝで増額すること、ただちに国民の租税の負担を増加せしめ、ただちに地方行政に不当な圧迫を加ふるのか。私どもは、もつと言わしむるならば、教育費といふものが、あなた方のこの御説明になつた八百六十億であります、八百六十億が九百億にならうとも、一千億にならうとも、それがただちに地方行政費に對する不当な圧迫になる、それがただちに国民の増税になると、どうしてこれが断言できますか、いま一度私は承りたいと思ひます。

○秋田政府委員 この法案のねらいとすると、義務教育費の総額をふやすといふことにありたいと思ひます。こゝに新しくふえる分をどこから持つて来るか、それは、国、地方を通じての財政のわくの中で行います限りにおきましては、収入を増すか、あるいは他の経費を減らすか、どちらかなければ、ふえないわけでありませう。無から有は生じないわけでありませう。その意味におきまして、この法案を運営して行くことは、つまりその他の地方行政費を削つてこちらへ持つて来るか、あるいは租税負担をふやして地方財政全体のわくをふやすか、どちらかでなければ、このねらいは解決しないといふことを申し上げておるのであります。

○小林(進)委員 他の行政費を削減することがあるといふやうなお言葉であ

るならば——文章であるならば、私は承認しよう。これがただちに増税と他の地方行政費に不当なる圧迫を加えるということは、一体いかがでありましようか。私はそれをお伺いしておるのであります。

○秋田府委員 われ／＼は、現在の形が、行政費につきましてバランスのとれた妥当な構成だと考えております。従いまして、他の行政費を削減して教育費に持つて行きますことは、他の行政費に対して適当でない、縮減になると、こういう考えを持つておるのであります。

○小林(進)委員 私は、そこにいわゆる行政官吏としての行き過ぎがあると言うのであります。それが行き過ぎなんです。それはもう政治問題でありまして。私も、今年度二十七年年度の予算において、八百五十億円という、その予算の中において現在占めてある教育費が、あるいは八百六十億か九百億というものは、国家のあり方として、予算の編成方針として、これは非常にいかぬという問題は、われ／＼は政治問題として、この問題を予算委員会でも二箇月有余ももみ抜いている。われ／＼は八百五十億の国家予算の中で、われ／＼の国会、あるいは政府の考え方がわかるならば、一方に減税をし、一方に予算を縮減して、なおかつ教育費を増額することもできる。政府の方針がかわり、国民の輿論がかわつて来れば、今年度二十七年に編成された一千八百億ないし二千億の軍事費も、あるいはわれ／＼の動きによつて、全部これを教育費につぎ込むこともできるだろうし、そういう面から考へるならば、教育費の百億や二百億や

三百億の増額では、国全般の予算からながめれば、これは増税や、あるいは地方行政費の膨脹に直接影響する問題とは断じていえない。私どもの真意を言ひなれば、減税もしたい、国家予算も縮減したい、この縮減と減税の中で、なおかつ教育費には大幅にとりたい、こういう考え方を持つておる。そういう考え方も、当然われ／＼は国政を論ずる上において許さるべきである。それをあなたたちは、あなたたちの考えで、今ただちに義務教育費国庫負担法を設けることは、増税にもなり、地方行政費の圧迫になるというが、ごとき、唐突なる意見を出さること、は、まことに私は行政官吏としての立場を離れた政治的な暴言であると思ふ。この点いかがでありましようか、承つておきます。

○秋田府委員 もしもこの国会で成立いたしました予算、これを前提に考へておるのであります。むしろ予算は政治的にきまつておる。従つて、これから他のものを減らすということは適當でない。むしろ政治で予算をふやすことが、行政的にいけないうこととからいつておるのであります。ことに、ここに書いてあります通り、他の地方行政費国庫負担法は申し上げておるのであります。

○小林(進)委員 こういうのは、私はまつたくわれ／＼を愚弄した答弁であると思う。いまだ少し私は良心あるお話を承りたい。国家には予備費もありましよう。あるいは臨時国会を開いて、必要ならば補正予算を組む手もありましよう。あるいはこの予算の大半の増額処置に関する問題は、二十八年年度の新予算にかかわる問題であります。こ

れは今後国会によつて決定される問題であります。それを、ただちにこのような圧迫ないしは増税ということに組ませることは、何といつても私は良心的な答弁じやないと思ふ。いまだ一度私はしつかりしたお答えを承つておきたいと思ふのであります。

○秋田府委員 これは第八にも書いてありますように、二十七年に占めておきましても、この計算であります。他の地方行政費が圧縮されることになるのであります。

○小林(進)委員 私はこういう答弁を繰返しております。だん／＼かえつて疑問を深め、憤りを強くして来るのであります。まだ質問の要旨は大きくありませんが、あなたに質問いたしましても、求めるような回答はとうてい得られないと思ひますので、私の質問は一応これで打切ることになつたします。大臣がおいでになりますまで、私は質問を保留いたします。

○竹尾委員 次に浦口鉄男君。

○浦口委員 まず最初にお伺いしておきますことは、秋田局長は、ただいま、地方財政委員会の権限は、あくまでも委員会にあつて事務局にはない、こういうことを小林委員の質問に對してお答えになつておる。そこで、この間、二十一日の地方行政との連合審査会で、そこにおいでになる財務課長の奥野さんが、義務教育費国庫負担法案に関する意見書を讀まれたのです。この意見書は、申すまでもなく地方財政委員会委員長里村秀雄氏の名前によつて出ておるわけでありまして。われ／＼の承知するところでは、委員会において、こうした公式の文書によつて法律案の提案理由などを述べられますとき

は、一字一句その公文書から逸脱しないのが常識なのであります。ところが、この間の連合審査会においては、奥野課長は、この意見書をお読みになる途中において、しば／＼若林委員の意見を否定し、あるいは反駁されて、私の見解では……である、という言葉をもつて、たくさん意見をつけ加へられております。これはおそらく私は地方財政委員会委員長の野村さんの意思ではないと思ふ。少くとも文書にはないわけですね。ということは、事務局の財務課長の奥野個人の意見であるというところが、はつきりしておると思ふのであります。そういう点について局長の責任ある答弁を承つておきたい。

○秋田府委員 私当日おりませんでしたので、はつきり存じませんが、いづれにしても、ここにございます財務課長に説明の御要求がありました様子です。それにつきまして説明したのであります。説明をします以上は、明瞭だけでなく、やはりこれ以上の意見も加わるのが当然だと考えます。しかし、それは具体的にどういふ点とは申しませんが、大体財政委員会として相談しております範囲において、御説明申し上げておると、私は考へております。

○浦口委員 ちよつと念を押しておきますが、もちろんこれは速記録を調べれば、どういふ意見を述べられておるかわかりますし、今申し上げてもいいのですが、この意見書以外の奥野財務課長の意見は、やはり地方財政委員会の委員長としてあくまで責任の持てる答弁と、こういうふうに解釈してよろしうございませうか。

○奥野説明員 あの當時も、さらに立

花委員からも御発言がございましたように、地方財政委員会からたび／＼意見を申し出ておる。だから、この際に地方財政委員会から説明を求めたらどうであらうかというふうなことから、私がこれを中心にして申し上げたわけでありまして。それに対して、小林議員から、私という一人称を用いたことにつきまして、いろいろ御意見がございましたので、さらに私は、私が説明いたしました事柄で問題の起ります部分につきましては、お配りいたしておきます意見書が、地方財政委員会としての意見であるというふうにお考えいただくたいというふうなことも、重ねて申し上げておいたわけでありまして。しかしながら、地方財政委員会では、議論いたしておりました。そういうふうな議論の結果、何もかもそこに出席した議論を全部出し盡すというところになると、たいへんなことであります。しかしながら、抽出いたしましたものを、これだけではわかりにくいところもあるかと考へまして、しば／＼委員会で行われておりました議論の一部を、説明的に附加しておつたわけでありまして、私が申し上げたことにつきましても、委員会からはそれなりの意見は一つもないと考へておるのでありますけれども、しかし、それもまた言い過ぎにならうかと思ひますので、先日も、この意見書が委員会としての正式な意見であるというふうにお考えいただくたい、かようにお願いいたしましたわけでありまして。

○浦口委員 この間、若林議員の提案理由の説明に対して、あるいは答弁の具体的な問題に対して、こと／＼に駁撃され、あるいは敷衍をして説明され

たわけでありまして、その点、私は非常にこれは問題が重大であると思ひますので、速記録をわれ／＼もよく検討いたしますから、どうぞそちらにおいても検討されて、地方財政委員会の責任の帰趨を明らかにするといふ意味合ひで、もしこの意見書と食ひ違ひことがあれば、われ／＼も希望を申し上げますが、そちらでも適当な処置をしていただきたい、これを希望しておきます。

それから次に、具体的なことをお伺ひしてみますが、この義務教育費国庫負担法は、これによつて、いきなりいわゆる日本の義務教育の水準を高めて行く、そういう具体的な内容を一挙に実現しようというものではないと私は考へております。ただ今までの平衡交付金の中に含まれた義務教育に向けらるべき予算が、申すまでもなく他の緊急を要する費目に流用されていて、ともすれば重大なる義務教育の面にこれが十分充てられない、そういう危機を打開するために、一つの義務づけられた制度であると、私はそういうふう考へるわけでありまして、地財委としては、あくまで教育全体の水準を向上せしめるために、ここに特別に予算を伴うものだから、現在の地方財政を破壊するものであると、こういうふうにお考へになつていられるのか。もしお考へになつていれば、それを具体的にこの際承つておきたいと思ひます。

○秋田政府委員 先ほども申し上げましたように、この義務教育の水準を維持するのにつきましては、一体何がその理想とする水準なのか、これがはつきりと法律でもつて示されることが先

決問題だと考へるのであります。それだけにとらわれることは、決して義務教育を向上させるゆゑんでない。ことにわれ／＼はそれは反対なのであります。が、かりに地方団体に對して支出義務を一定金額負担せよといふ面におきましては、これは今の平衡交付金でも、かりにこの義務教育費国庫負担法が出たとしても、同じことなのであります。二分の一以上を国が持つというだけのことであります。それ以上は支出義務をどうするということはない。これはお断りしておきますが、われ／＼は支出義務を置くことがよいというのを申すのではない、かりにそういうことを申しても、これでは解決しないのであります。それには、この間大臣がおつしやいましたように、はつきりもう全額国庫支出とするより手がない。その点につきましては、大臣が先般おつしやいました通り、われ／＼もまったく同じ考へを持つておるのであります。

○浦口委員 そういたしますと、先ほど教育の中央集権の問題が出て来たわけでありまして、これは私、必ずしも予算を持つていける官庁の所管の移管といふことによつて、中央集権が出て来ることは考へておりませんが、地方財政委員会といたしましては、今の局長の御答弁によると、全額国庫負担にすべきであるという岡野国務大臣の意見に賛成のように、答弁を私は受取るわけでありまして、そういう場合に、ますます中央集権になるといふ論議が出て来るのではないですか、その点はいかがですか。

○秋田政府委員 先ほど説明申し上げ

ましたときに、念を入れてお答えしたのであります。が、そういうふうになくをつくることはおもしろくない、われわれは反対だ。しかし、かりにどうしてもわくをきめなければならぬなら、これでもだめだ。それだつたら、その意見を突き詰めれば、全額国庫負担にするよりしかたがないだろう、こういうことを申したのであります。根本的にわくをきめるとか、いわんや全額国庫負担にするといふことは、われわれは反対でございます。

○浦口委員 実は私、産業教育振興法がここで立案される過程において、局長にここにおいてを願つて、あのときの予算では、一年に二十億、五年間百億で、大体文部省が考へております基準を達成する予定だといふことを申しまして、そのときに地方財政委員会の意見を伺いましたところが、萩田局長は「私きよう速記録を持つて来ておるわけですが、それはもうとんでもないことだ」といふことを答弁されておる。そも／＼地方財政を非常に破滅に瀕させた根本原因は、六・三制を強行したゆゑである。われ／＼はむしろ迷惑であるといふことを答弁をされておる。これは建築の問題になります。政府は二十七年度において、六・三建築は大体完成してある言つていけるが、これは机上の空論だ。自分たちの考へでは、おそらく一十億といふけたを越す数字が出なければ、六・三建築だけでは完成することはできない。ましてや、その上に産業教育振興法をつくつてみても、これは財政上全然問題にならない。どういふことを答弁されておるのではありませんか、この意見書を見ましても、やはりそういう考へ方が基本

になつておるようであります。その考へ方は、今も局長はわからないからないかどうか、そのことを伺ひます。

○秋田政府委員 先般申し上げましたことも、他のいろいろ仕事をなすべきこともあると思ひますが、とにかく義務教育は大事であるから、それをまづ完全なものにするのが先決であつて、それができてからほかのことをやるべきだといふ考へを持つておつたのであります。この点は今においても変わりありませんが、しかし片方、実業教育の振興も、法律もできましたし、予算も出たのでありますから、その範囲内におきましては、地方財政としてもやつて行けるように努力しておるのでございます。

○浦口委員 この意見書の中で、どうも六・三建築がまだ完備していないのに、内容を整えろといつたつて、それは無理だといふような意見が出ておるわけでありまして、地方財政の担当者である局長は「いわゆる地方自治体に二分の一の負担をゆだねたことが悪かつたのではなく、あとの二分の一の補助を国家が履行しなかつたところ」に大きな国家の責任がある、地方自治体並びに地方財政委員会には責任がないと、こういうふうにお考へなつた二十

四日に答弁されておるわけでありまして、考へたしつと、従来、六・三建築並びにその運営費、設備費その他を含むことになるわけでありまして、国家が二分の一の補助を履行しなかつたといふこと、そのために受けた地方財政の打撃といふふうなものを、具体的にどういふふうにお考へになつていられるか、それを承りたい。

○秋田政府委員 第一に、この新制中学の〇・七坪の基準が低いものであります。とつていこれでは地元では満足な教育ができせんので、これをさらに増額、増築するといふ要望が非常に起つております。これが将来の地方財政の重荷になると思ひます。それから第二に、中学校に力を注ぎました結果、小学校の方がおろそかになりまして、これが老朽等のために教育上支障を来しておる面が非常にあります。こ

ういもの今後直して行かなければならぬと思ひます。第三には、先ほど申しましたように、過去において無理をして建てたものにつきまして、相当程度ものが、財政上はつきりした形にならないで、そのままになっております。

○浦口委員 結局、また中央集権の問題に帰るわけでありますが、だん／＼お聞きしておると、結局地方財政全体の確立に大きな関連をもつて来るという事は、われ／＼も承服できるものであります。そうした場合に、いわゆる国税の一部を委譲するという事によつて、地方財政全体の基礎が確立し、政府の二分の一補助も履行されるならば、必ずしもこの法律案ができることが、中央集権的な弊害をもし出すことにならないのではないかと、私はこういふ考えを持っておりますが、どうもその辺、答弁を承つておると、具体的問題以上の、何か政治的な大きな反対の理由があるようにわれ／＼は感ずるのであります。もつとはつきり言つてもよろしいのですが、まあ一応それに対して答弁を承りたい。

○秋田政府委員 これは二十五年に行いました地方税制、財政の改革を通じて、根本原則でございまして、個別的な補助金をつくることは、その補助金の交付を通じて、地方の行政に中央が干渉することになるから、これは避けるべきだ。従つて、財政の調整のために、一般全部をひつくるめて平衡交付金制度というものを設ける、これが原則でございまして、この原則につきましては、われ／＼もいまだ誤りではないと考えております。

○浦口委員 先ほど局長は、地方財政

委員会として、地方に平衡交付金の配分にあつて、治山治水、道路その他すべての公共事業費と按分して、その個々のものについて、適切な配分方法を考える、こういうふうに御答弁があつたのでありますが、そうならば、私は教育の面についても、地方の財政の情勢に即した適切な配分が、やはりそこに行われていたものであると、こゝういふふうにわれ／＼は解釈するのであります。その点、局長の具体的な意見をもう一度聞いておきたい。

○秋田政府委員 これまでにおきます国民負担等から見まして、日本の財政のわくを前提に考えまして、地方財政における各経費の配分という面から見れば、それで適當だつたと考えます。それから、これは御質問ではないかと思ひますが、先般提出いたしました地方財政平衡交付金の改正法におきまして、単位費用というものを全部法定してございまして、かりにわれ／＼の意見が間違つておりましたら、この法律を国会で適當にお直しになることによりまして、各行政費目間の是正ができるものだと考えております。

○浦口委員 この間、意見書の説明にあつて、奥野議長が言われたのであります。この義務教育費国庫負担法によつて、教職員の給与というものを中央から一律にするという事は、地方の実情に即さない。むしろ地方の実情に即した待遇がなされるべきである、その点で従来の平衡交付金を保持すべきであるというふうな意見があつたと私は記憶しておるのであります。その根拠をもう一度はつきり聞いておきたい。

○奥野説明員 教職員の給与が不均衡になつて来たという事は、義務教育費国庫負担法を提案する一つの理由にあげられておつたように記憶するのであります。そこで不均衡になつて来たといわれる点について、いろいろ御説明申し上げたのであります。重ねて申し上げて恐縮でありますけれども、かつて義務教育費国庫負担法がありまして、そのときは、御承知のように地方団体が支出した額の二分の一を国が当然に負担しておつたわけでありました。義務教育を幾ら府県が支出するかという事は、府県に完全によつたわけでありました。その二分の一を国が当然に負担をして来ておつたわけでありました。その結果国から見ました場合に、義務教育費に金を使い過ぎるということになつて来たわけでありました。その結果二十三年の途中から、府県別に平均給与額というものを文部省が示しまして、それを越えて支出いたしましたも国は二分の一を負担しない、文部省がきめた額の二分の一だけしか負担しないという制度をとつたのであります。それが二十三年の途中から二十四年度と続いたわけでありました。こうなりますと、おのづから文部省が示しました額に、府県が大体似たような額をきめざるを得ないわけでありました。よけい出しましたも、それだけのものが、二分の一だけしか国に持つてもらえないわけでありました。これら、財政支出が困難であります。ことに地方財政計画を定めて行く際に、すなわち地方団体において財政を計画します際には、二分の一を国が負担するという方針をきめまして、しかも二分の一の根拠としては、この程度の額が

よろしいということになります場合に、国民負担の見地から考えました場合には、府県もある程度の額の二分の一を出す、財源さえ得られればよろしい、こゝういふことになるわけでありました。そういたしますと、それを越えて出しますと、やはりほかの行政費を圧縮するとかいうことにならざるを得ないわけでありました。それにきづつていふわけでありました。すなわち、反面に、文部省が示しますときには、多少府県間の実情ということがあるにしても、やはりどうしても府県間の大体似たところの金額でしかきめ得ないということになつて来るわけでありました。もちろん、資格構成その他の問題もあるだらうと思ひますけれども、そう進んできめられる問題ではないと思ひます。かりに国家公務員につきましては、本俸は同じで、あがつておるわけでありました。大ざつぱなところを申し上げますと、青森と岩手に対して、東京に勤務する場合に二割五分の勤務手当がつく

程度でございまして、しかしながら、その程度の差だけで、はたして均衡が得られているだらうかどうか。二割五分よりも多くとくつけなければならぬ、あるいは二割五分では高過ぎるか、あるいは二割五分では低過ぎるか、いろいろ議論があるだらうと思ひます。従ひまして、今度は府県が自由かつてにきめられる。そうした場合に、今までは一律にきめられておつた傾向があつたかも知れませんが、これに、そこに差が出て来て、あたりにきめなければならないというのなら、逆に前にきめ

ておつたことが懸平等であつたといわざるを得ないのじやないか。かような考え方をもち、かように申し上げていたわけでありました。しかも、平均といたしましては同じ資格構成でありました場合に、国家公務員に支給されている額よりも、全国平均は、すでに給与ベースにおいて三百七十五円、地方の教職員は高過ぎるという事が、文部省で指摘されているのではないかと。従つて、そういう意味から、レベルが下つていふとはいへないじやないか、かように御説明申し上げておるのであります。しかしながら、今のが不均衡でなければならない。それよりも地方公務員である以上は、他の地方公務員のことを考え、また他の地方民間ベスのことを考え合せまして、しかも教育の水準を高める見地から給与がきめられて行かなければならない、画一的にするならば、むしろ国家公務員、国の官吏にかへて、文部大臣が一律に給与をきめるのがよろしいのではないかと、かような考え方を申し上げたわけでありました。

○内閣説明員 ただいま奥野議長から御説明がありました点について、ちよつと事実と相違がある点について、この点を明らかにしておきたいと思ひます。従来から、義務教育の教職員の給与は、都道府県が負担しておつたわけでありまして、その実績の二分の一を国が負担する、こゝういふ建前であつたことについては、お話し通りであります。しかし、二十四年に至りまして二十四年の一月から文部省である一定の額をきめたのであります。このきめ方につきましては、従来の実績で来て

九

おりましたから、その当時の実績を基礎にしたのでありますから、文部省がどうかつてに各県の単価をきめるといふようなことは、いたさなかつたのあります。なるべく地方の実績を尊重しながら、多少のこぼれを調整した、こういう程度でございまして、文部省が一方的にこの単価をきめたというふうなことはございせん。それから、その制度は、昭和二十四年の一月からかありまして、二十四年で終つて、二十五年から平衡交付金に移つたのであります。それから給與問題は、これは教員につきましては、教育職員免許法というものがございまして、資格も大体きまつております。そこで給與の單価の方は、これは公務員特例法によりまして国立学校の教員の給與を基準とする、こういうふうになつておりますから、少くともその基準が維持されなければならぬ、そこにあまりにこぼれがあつてはならないと思ふのであります。ただ各府県の公務員との調整のために、多少のこぼれのあることは、これは当然であると思ふのであります。そこである県では教員の資格が非常に悪いところがある、たとえば千葉県のようなどころは、教員の資格が悪いのであります。そうなりますと平均單価は下りますが、人員は、五よりも上まわつてゐる。逆に神奈川県のようなところでは、教員数を非常に少くしほつておられます、五十人について大体一・二ぐらゐですが、この場合には、ある程度給與單価を國の基準より上げてゐるのであります。そういうふうな、ある程度の調整は私どもとしても認めなければならぬのですが、少くとも國庫負担当時は、あまりに

アンバランスになることは好ましくないので、かように考へるのであります。それから今お話をいたしました三百七十五円の問題であります、これは最近非常に下つて来たと思ふのであります、これは何も教員だけの問題でなく、地方公務員全体の問題で、大蔵省の指摘しておるところによりまして、府県吏員が四百六十二円、市町村吏員が五百二十七円も高いといわれてゐる。むしろ教員は、学歴から申しましても、勤務年限から申しましても、府県吏員よりもつと高いのがあたりまえであつて、それより低目に計算されてゐるというところに問題がある。そこで、昭和二十四年当時を見ますと、教員の給與は、国立学校の教員に対して平均四号ないし五号高く、それがむしろ最近低下してゐるというところは、これは地方財政の現状からいふと、ある程度やむを得ないと思ふのですが、非常に教員が、單に地方公務員に比べて優遇されてゐるというところは、一概にいえないと思ふ。特に教員については旅費その他実費弁償もあり、あるし、その他の手当についても、あるいは超過勤務手当等もないという実情であつて、決して優遇されてゐると思つてはならぬのであります。そういう現状で、むしろ地方財政の中で、教育費が大きい地位を占めるだけに困つたものだという事情を申し上げたのであります。

○浦口委員 私実情は、ある程度地方の実情に即したように勘案することは当然だと思ひますが、中央から國家公務員のごとく一本にきめて、それによつて生ずるアンバランスを実際にあんばいするということは、私は必ずしも地方の実情を度外視するものでない、こゝ考へるのであります、それをあくまで現状のアンバランスが、やはり地方の実情をほんとうに実現するものであるというふうな地味考への方にしては、私はどうも少し形式的な感じがするのであります、その点、もう一度意見を聞いておきたい。

○奥野説明員 ちよつとお話を誤解してゐるかも知れませんが、提案理由の中に、不均衡になつて行つたからこの法律をつくる必要がある、こういうふうにお話になりましたので、それは理由にはならないじやないか、かような意味合いで申し上げてゐるわけであり、私は画一的にしなければならぬ、かようなことを申し上げてゐるわけじやございせん。しかもまた、同時に内閣議長がお話になりましたように、誤解があつてはいけないと申し上げておつたと思ふのであります、教員が優遇されてゐるというのを申し上げてゐるのではないのであつて、水準が低下してゐる、こゝおつしやつてゐるから、私は水準は低下してゐない、むしろ義務教育費國庫負担法に書かれてゐる國家公務員に支給されてゐるような金額と同じように計算されるとするならば、現在の給與さえも下げなければならぬという問題になるじやないかというふうなことを、考へてゐるわけでありまして。

○浦口委員 これは私の意見ですが、私は元來教育者と警察官は別待遇すべきだといふことを、昔から主張しております。ただその形が、現在のような平衡交付金制度において、各市町村の財政状態、あるいはその他の情勢によつての実情に即する俸給というものが、はたして適切であるかどうか。中央でこれを一本にまとめてやつた場合、要は財源の問題と実情に即した調査の基礎に立つかどうかといふことが、問題になるわけでございますが、今議長が言われるように、中央でやつて一律にすることは、現在よりも低くなるのだ、そして実情に即さなくなるのだといふことは、私は非常な形式主義だと思ふのですが、こういう点をもう一度聞いておきたい。

○奥野説明員 一々中央でさしずをいたしませんでも、やれることなら地方住民がくふうしながらやれるようにして行くべきだと思ひます。やれないことならば、中央でかまつて行かなければならぬと思ふのであります、やれることならば、何も國で予算のわくを地方ごとにきめて行くような措置をしなければならぬといふことは、またさういふようなことをすることにやつて、いたずらに行政事務費がかさんで行きましようし、地方の中央依存の空氣を増長するであらましようし、國の干渉の機会にもなるのじやなからうかといふような考へ方を持つてゐるわけでありまして。現在給與につきましては、基準とすべきものが若干書いてございまして、それが足らなければ、もつと明確な基準を定めるようにして行けば、決して現状から考えられましようし、それより以下に下つて行くことは、ないだらう、教育費については、住民全体が非常な関心を持つてゐる問題じやなからうかといふ考へ方をいたしておるわけでありまして。

○浦口委員 それは論議になります、實情に即したようにできればいいじやないかといふことは、要は實情に即して行くといふことが、現在の制度をあくまで固執しなければならぬ理由にはならぬ、われ／＼はさういふ理由に考へるのですが、その点は意見の相違でありますから、それはおいておきます。

それでは、最後に承つておきたいことは、この法案が施行されると、本年度から三万六千人の教員がふえて七十億の地方経費の増額を來す、これは地方財政を不当に圧迫する、こういう反對理由が伝えられておりますが、この点をもう少し具体的に説明していただきたい。

○奥野説明員 現在地方財政計画の上では、生徒児童数を五十人で除して得た学級数に對して、小学校につきましては一・四二、中学校につきましては一・七一を乗じて得ました員数に對して、さらに結核その他の所要員数を加算してきめておるわけでありまして、これを基礎にいたしまして員数を計算いたしますと、小中学校、盲聾唖学校を通じまして五十万六千二百二十五人といふことになるわけでありまして。現在の法律案によりまして、二十七年におきましては五十四万三千三百七十七人、二十八年以降におきましては五十五万二千五百二十七人といふことになつておるようでありまして。これの差引を計算して参りますと、二十七年の数字と地方財政計画との間には三万六千八百十二人、二十八年以降の数字と地方財政計画との間には四万六千三百二人という差が出て参るわけでありまして。

○浦口委員 その点文部省の意見と大分食い違ひがあるようですから、この際明らかにしていただきたい。文部省

の答弁を聞きたいと思ひます。

○内閣説明員 私どもの計算では、従来、国庫負担がなくなつた後におきましても、平衡交付金の算定の基礎に大蔵省が用いておられます数字は、五十分の一・五、中学校は五十分の一・八、そのほかに結核の分といひまして、従来は一・三三三を見込んだ数字が平衡交付金算定の基礎になつておるのであります。ですから、その数字を基礎にいたしまして、今度新しくふえる分は、結核の一・三三三は昭和二十四年の実績でございまして、昭和二十六年度の実績に合せまして、二・四四に引上げただけが増員の分でありまして、ですから、そのような数字は私どもの方には承服できないのであります。

○浦口委員 数字の問題は、どちらが正しいか、私はここで結論もつけられませんが、これくらいにしておきまして、あとで検討することによいと思います。

最後に、これは地財委と意見の交換になりますから、答弁がなくてもよろしいですが、要は財源の問題あるいは技術的な問題で、実際の問題として、そこに調整しなければならぬ面がたくさんあると思ひますが、地財委の反対意見は、それ以外の一つの政治的な面と申しますか、あるいは地財委の存立そのものに對する非常に大きな何か問題を含んでいるように思ひるのであります。結局突き詰めて行きますれば、地方自治と中央集権のあり方という国政全体の問題に關連して来るわけでありまして、私は二十四日からずっと委員会を開いておりました、具体的には解決し得る問題がたくさんあると思ひます。

が、それに対しては、地財委が絶対反対される理由というものが、どうも現在の段階では私としては明確につかぬまい。どうしてもそこは地財委の存立そのものに對する将来の何か大きな政治的な問題によつて、強く反対されるといふ感じが強いのであります。それに對して、地財委は地財委としての意見がありましようが、私は私の感じだけを申し上げておいて質問を打ち切りま

す。

○水谷(昇)委員 議事進行上必要ですから關連して……。ただいま浦口君の質問に對して、萩田局長の答弁の中に、この法案は基本が十分示してない、そこでいたづらに予算を増額させるものであるといふことを言われたのであります。私が、私は提案者の一員として、今まで質問はしていないのであります。念のため一つ聞いておきたいのは、これは初め文部省が立案をしたものであつて、それを文部省なり、あるいはまた大蔵省、地財委でそれ／＼たゞ／＼折衝して、そして遂には自由

の政調会においてできた案である。しかも、十数名の議員が提案者となつて出ている法案でありますから、こはいたづらに予算を増額するといふ——いたづらといふようなことであると、私ははなはだおもしろくないと思ひます。従つて文部省に念のために尋ねますが、この立案のもとになつた文部省案は、基本を全然示さないで、そしていたづらに予算の増額になるような案であるのか、その点の説明をしてもらひたい。

○内閣説明員 この法案の制度が、従来の点からかわりましたのは、先ほど申しましたように、結核の分が一・三三が二・四四にふえた分と、事務職員

の若干の増と合せて一万人程度であります。従つて、これに要する経費はせい／＼十六億から十七億程度であります。その半分を国が持つとしますならば、十億以内であります。それから教材費の分が、この案で行きますと、給費給料の百分の十になつておりますから、大体五十億以内といふことになりまして、ただいま地財委の方の意見書に出てゐるような百四十億の増といふことは、私どもは了解に苦しむのであります。ですから、この法案として

は、いたづらに予算を増額といふようなことは、私どもは考へていないのであります。

○水谷(昇)委員 そこで萩田さんにお尋ねしたいのであります。いたづらなるというように批評せられるが、議員の提案した議案に對して、批評がましい発言をされるということは、はなはだ不穩当だと私は考へる。そこで、そのいたづらといふこと、あるいは不當だといふようなことを、十分あなたから説明していただいて、なるほどそうだと納得が行けばわれ／＼も承知しますが、そうでなかつたら、それを取

消してもらひたいと思ひます。

○萩田政府委員 いたづらにといふ言葉を使つたかどうか忘れましたが、使つたといひましたら、こゝういふ気持ちで申し上げたのです。義務教育を振興して、全国的基準の向上をはかるということにおいては、われ／＼ももちろん問題なく賛成です。この法案をおつくりになつたのも、そういう御趣旨であらうと思ひますが、その義務教育の水準を向上して行くといふ方針に向うのには、むしろその水準といふのは何

であるか、どこまで行くのが向上した水準なのか、その法律をつくるのが先決なことで、その前に予算経費のことを議論するのは順序が違つてゐるのじやないか、こゝういふ意味で申し上げたので、この法案によつていたづらに予算がふえるといふようなことを申し上げたのじやなくて、むしろ義務教育の向上をはかるのには、予算のことを言ひよりも先に、一休基準といふのは何であるかをきめる法律をおつくりになるのがよいのじやないか、こゝういふ意見を申し上げたのであります。

○水谷(昇)委員 意味はその意味であつたかも知れませんが、いたづらに予算が増額されるようにこの法案はできておるといふことを一方的に言われ

ることは、提案者からいへば、非常に不穩當だと思ひます。だから、あなたがそれを取消す意思があればいいが、取消さないといふことならば、私は論議したいと思ひます。なお岡野閣務大臣も、これを提案するまでは反対の意見も述べたが、提案をした以上は、国会の審議にまつてその決議に従ふのだといふことを表明して見えます。これが提案される前なら、どんなに論議せられてもいいが、ここに提案になつたいきさつをずっと考へてみると、非常に苦心してできたものである。そういうところからあなたも心をとめられて、こちらからの質問に對して、答弁はいかよう

にないがするといふようにもとれ、非常に感じが悪いと考へるので、一応御注意申し上げたい。

○岡谷委員 簡単にですが、答弁を願ひたいと思ひます。萩田局長にお伺ひします。先ほど小林君の質問にも出たのですが、前に標準義務教育費を提案されたときに、平島君が政務次官をしておつて私もよく知つておるのですが、その際にアメリカさんの方に——名前まで言つてもいいのですが、地財委のある者が、憲法違反だといふようなことを流した。この前に公務員の前切

問題が起つたときにも、農林省の役人の何人かが、このためにやめておる。こゝういふ法案に對して、役人が政治活動をするといふのはいかぬといふので、自由党としては、増田幹事長が談話を発表してあります。それで伺ひするのですが、あなた方も折衝して、政調会においても十数回やりましたが、あなたの御意見は、私ども役人として非常に取りつぱな御意見であると拜聴しました。そこまではいいのです。但し、私が聞くところによりますと、知事会

議に行つても、あるいは議長会に行つても、奥野君とあなたが、この法案はきわめてうまくないといふようなことを言ひので、反対の意思を表示されるといふことは、政治活動になりましか、なりませんか、お伺ひしたい。

○萩田政府委員 まず初めの水谷さんの御質問でございしますが、ただいたづらに予算を増額するものだといふようなことは、言ひこともございせん。もしも言つておられますれば、取消しておきます。

それからあとの御質問であります

が、これは先ほど御説明いたしましたし

たように、地方財政委員会の性格とい
たしましては、地方団体との連絡とい
うことは、どうしても必要な、これが
なければ存続の理由がないような役所
でございます。従いまして、いろいろ
な会議に行きまして意見を申し述べ
るというところは、やむを得ないじやない
か、これはむしろ政治的ではなくて事
務の問題として、但し、これは法案の
ことでございますから、法案が両院を
通過して成立いたしますれば、これに
対してとかくの批判をすることは、
政治活動になると思ひますが、成立す
る前におきまして、そういう使命上意
見を述べることは、お許し願ひたいと
思ひます。

○國谷委員 萩田局長の御意見は、言
葉はまことにりつぱです。法案になる
前に意見を述べられることはけつこ
うなんです、議員が政調会、総務会
の承認を得て提案をした、それを各所
に行つて反対する。御意見だといへば、
なるほどりつぱであるが、それは政治
活動と見ないのですか、いかがです
か。

○萩田政府委員 われ／＼は、役所の
性格として、当然の職務と考えて、地
方団体との連絡に當つてゐるわけであ
ります。

○國谷委員 あなたは政治活動と見な
いのですか。

○萩田政府委員 見ません。

○國谷委員 私はりつぱな政治活動と
見てゐる。法案の出る前ならけつこ
うです。法案が出て今国会が審議中で、
われ／＼何とかしてこの義務教育費
庫負担法を通過させたいと努力してい
る最中に、いろいろな会合に行つて、
この法案は地方財政を圧迫すると反対

意見を述べることを、あなたは政治活
動と思ひないのですか、私は政治活動
と思ひますか。

○萩田政府委員 法案が通ります前
に、よいと言ひますことも、悪いと言
ひますことも、われ／＼地方団体と、
先ほども御説明しておりますように
に、特別の関係がある役所でございます
から、これはどうしても言ひなければ
ならぬと思ひます。

○國谷委員 ところが、あなたは反対
なんです。この案に反対意見を述べ
るというところは、政治活動でしよ、そ
うではないですか。われ／＼国会議員
が、国民の代表としてこの法案をやる
ときに、反対意見を述べることは、政
治活動でないのですか。

○萩田政府委員 反対意見が政治活動
でしたら、賛成意見も政治活動にな
る。法案でございまして、成立したも
のではないと思ひます。

○國谷委員 成立の過程であるという
ことはわかるでしよ。この前行政整
理の法案が出たときに、あの法案が参
議院でつぶされてしまつた。その際に
やはり盛んに、農林省の役人がたいへ
ん減るといふので、私のところにも来
ました。どうかあれに反対してくれと
いふ。それを一役人が、これをやられ
て自分の部下が首を切られては困ると
いふ、それと同じで、あなたの方が、
地方財政の方の仕事が文部省にとられ
るために減るので、何とかして自分の
方のわくを確保し阻止しようとするこ
とは、私は政治活動だと思ひますが、
この見解をはつきりさせていただきた
い。政治活動だとすれば、役人は公務
員法の何條かで政治活動ができないこ
とになつてゐる。

○萩田政府委員 政府で決定しました
法案、これについて反対の意見を申し
述べれば、これはいけないと思ひます
が、これは政府ではなく国会の御提出
でございます。従いまして、これにつ
いてその思つてゐるところを申し述べ
ることは、もちろんさしつかえないと思
ひます。

○國谷委員 それは非常に間違つてい
る。政府が提案したものに對して反対
すればいけないとおつしやるが、そこ
ろがこれは、国会議員が法案を提出す
ることが本質なんだ。アメリカでもみ
なそうだ。今はまださういふふうに行
つておらないが、将来は国会議員が提
出することになつてゐる。その国会議
員が提出したものに、反対しても政
治活動ではない、政府が提案したもの
に反対すれば、それは政治活動だとな
なはおつしやるが、あなたの御見解
は間違つてゐませんか。

○萩田政府委員 政治活動とおつしや
いますと、私が誤解したのかもしれま
せんが、少くとも政府と反対のことを
政府の役人がすることはいかぬ、そう
いう意味合いにおきまして、政府の提
案したものに反対したらいけないだろ
うと申したのであります。ただ、こう
いう法案に對して意見を申し述べます
ことは、これはわれ／＼委員会の職務
としても、当然のことだと思ひます。

○國谷委員 それはけつこです。先
ほどから申し上げてゐる通り、ここに
おいでになつて反対意見を述べよう
が、われ／＼がつくつてゐるときに政
調会へ来て反対意見を述べようが、そ
れはけつこです。しかしながら、こ
の法案で外部的に呼ばれるときには、
政治活動だと言ひます。ところが、

あなたが、国会議員が提案したら、反
對しても政治活動ではないと言ひこと
は、おかしいじやありませんか、どう
なんでしょうか。

○萩田政府委員 先ほどから申して
おりますように、外部と申しまして、
われ／＼は地方団体があることが存立
理由なんでありまして。ほかの役所とは
違ひまして、直接の関連がある。そう
いう意味におきまして、ほかの一般演
説会でもやつて大に反対意見でも述
べれば、これはいかぬかもしれませ
んが、地方団体の者と懇談することは、
少しも政治活動にはならないと思ひま
す。

○竹尾委員長 本日はこれにて散會
いたします。
午後一時二十三分散會